

臨時代理議決
平成29年8月23日

第36号議案

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則等の一部を改正する規則の
制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成29年9月7日

教育長 橋本 幸三



京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の等一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 9 月 1 日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第9号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則等の一部を改正する規則

(京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部改正)

第1条 京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表京都府立洛北高等学校の項中「普通科（スポーツ総合専攻）」を「普通科（スポーツ総合専攻）サイエンス科」に改め、同表京都府立工業高等学校の項中「機械プランニング科 電気エネルギー科 電子コミュニケーション科 生産システム科 情報システム科」を「機械テクノロジー科 電気テクノロジー科 情報テクノロジー科 ロボット技術科 環境デザイン科」に改める。

(京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 京都府立南陽高等学校附属中学校及び京都府立南陽高等学校サイエンスリサーチ科

別表第2の1の表を次のように改める。

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校	京都市（周山中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
京都府立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村

別表第2の2の表を削り、別表第2の3の表を別表第2の2の表とし、別表第2の4の表を別表第2の3の表とする。

(京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 京都府立学校の管理運営に関する規則(昭和62年京都府教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の表中

京都府立洛北高等学校附属中学校	京都府立洛北高等学校
-----------------	------------

を

京都府立洛北高等学校附属中学校	京都府立洛北高等学校
京都府立南陽高等学校附属中学校	京都府立南陽高等学校

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に京都府立工業高等学校の機械プランニング科、電気エネルギー科、電子コミュニケーション科、生産システム科及び情報システム科に在学している生徒の学科は、この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に京都府立洛北高等学校の普通科(京都府立学校の管理運営に関する規則第2条の2の規定による教育を施すものに限る。)に在学している生徒の通学区域は、なお従前の例による。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前				改正後				備考		
学校名	分校		課程	学科	学校名	分校			課程	学科
	名称	位置				名称	位置			
第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科を設置する。	第1条 京都府立高等学校に、次の表に掲げる分校、課程及び学科を設置する。									
京都府立洛北高等学校		(略)	単位制による全日制	普通科 普通科 (スポーツ総合 専攻)	京都府立洛北高等学校		(略)	単位制による全日制	普通科 普通科 (スポーツ総合 専攻) サイエ ンス科	学科新設
京都府立工業高等学校		(略)	全日制	機械科 プラニン グ科 電気工 学 電子 工学 コミュニ ケーション システム科 情 報システム科	京都府立工業高等学校		(略)	全日制	機械科 テクノ ロジ科 電気 科 システム 情報科 テク ノロジ科 情 報科 ロボッ ク 技術科 環 境デザイン科	学科改編

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則 (昭和59年京都府教育委員会規則第14号) 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(通学区域)</p> <p>第2条 高等学校の全日制の課程 (単位制による課程を除く。) の通学区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。</p> <p>4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。</p> <p>5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科 (京都府立学校の管理運営に関する規則 (昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。) 第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して実施すものに限る。) の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。</p> <p>(1) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科</p> <p>(2) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科</p>	<p>(通学区域)</p> <p>第2条 高等学校の全日制の課程 (単位制による課程を除く。) の通学区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。</p> <p>4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。</p> <p>5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科 (京都府立学校の管理運営に関する規則 (昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。) 第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して実施すものに限る。) の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。</p> <p>(1) 京都府立南陽高等学校附属中学校及び京都府立南陽高等学校サイエンスリサーチ科</p> <p>(2) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科</p> <p>(3) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科</p>	<p>南陽高校に中学校が併設されるため</p> <p>(中高一貫教育校の通学区域を、京都市を除く府の全区域とするもの) ※洛北高校 (中高一貫コース)・附属中学校は、第4項の規定により府内全域</p>

別表第2(第2条関係)

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都市立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市 及び川口市 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町、和東町、精華町、南山 笠置町、 城村

2 普通科(管理運営規則第2条の2に定める教育を施すものを除く。)の通学区域

高等学校名	通学区域
京都市立洛北高等学校	京都市(周山中学校の通学区域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市(八幡長町、八幡樋ノ口及び川口市高原に限る。) 久御山町(大橋辺に限る。)

別表第2(第2条関係)

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都市立洛北高等学校	京都市(周山中学校の通学区域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市(八幡長町、八幡樋ノ口及び川口市高原に限る。) 久御山町(大橋辺に限る。)
京都市立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市(八幡長町、八幡樋ノ口及び川口市高原を除く。) 京田辺市 木津川市 久御山町(大橋辺を除く。) 井手町、宇治田原町、和東町、精華町、南山 笠置町、 城村

(削除)

洛北高校の普通科のうち、「管理運営規則第2条の2に定める教育を施すもの」は新設の専門学科「サイエンス科」へ接続するため、普通科のみを規定する表の1に統合する

3 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

2 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

表番号ズレ

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立洛北高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。）向日市、京都市、長岡京市、大田区、八幡長町、八幡樋ノ口及びび川口、高瀬原（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。）亀岡市、南丹波町

4 総合学科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立南丹高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。）亀岡市、南丹波町

備考 京都府立南丹高等学校の総合学科の通学区域は、この表の規定にかかわらず、当分の間、亀岡市とする。

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立洛北高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。）向日市、京都市、長岡京市、大田区、八幡長町、八幡樋ノ口及びび川口、高瀬原（大橋辺に限る。）
	口丹通学圏	京都市（周山中学校の通学区域に限る。）亀岡市、南丹波町

3 総合学科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立南丹高等学校	京都市（周山中学校の通学区域に限る。）亀岡市、南丹波町

備考 京都府立南丹高等学校の総合学科の通学区域は、この表の規定にかかわらず、当分の間、亀岡市とする。

表番号ズレ

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正前	改正後																		
<p>(中学校及び高等学校の一貫教育) 第2条の2 京都府立の中学校(以下「中学校」という。)及び高等学校のうち、次の表に掲げる学校においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により、中学校及び高等学校における教育を一貫して実施するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="555 1167 858 2042"> <thead> <tr> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府立洛北高等学校附属中学校</td> <td>京都府立洛北高等学校</td> </tr> <tr> <td>京都府立園部高等学校附属中学校</td> <td>京都府立園部高等学校</td> </tr> <tr> <td>京都府立福知山高等学校附属中学校</td> <td>京都府立福知山高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	中学校	高等学校	京都府立洛北高等学校附属中学校	京都府立洛北高等学校	京都府立園部高等学校附属中学校	京都府立園部高等学校	京都府立福知山高等学校附属中学校	京都府立福知山高等学校	<p>(中学校及び高等学校の一貫教育) 第2条の2 京都府立の中学校(以下「中学校」という。)及び高等学校のうち、次の表に掲げる学校においては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により、中学校及び高等学校における教育を一貫して実施するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="549 232 919 1106"> <thead> <tr> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府立洛北高等学校附属中学校</td> <td>京都府立洛北高等学校</td> </tr> <tr> <td>京都府立南陽高等学校附属中学校</td> <td>京都府立南陽高等学校</td> </tr> <tr> <td>京都府立園部高等学校附属中学校</td> <td>京都府立園部高等学校</td> </tr> <tr> <td>京都府立福知山高等学校附属中学校</td> <td>京都府立福知山高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	中学校	高等学校	京都府立洛北高等学校附属中学校	京都府立洛北高等学校	京都府立南陽高等学校附属中学校	京都府立南陽高等学校	京都府立園部高等学校附属中学校	京都府立園部高等学校	京都府立福知山高等学校附属中学校	京都府立福知山高等学校
中学校	高等学校																		
京都府立洛北高等学校附属中学校	京都府立洛北高等学校																		
京都府立園部高等学校附属中学校	京都府立園部高等学校																		
京都府立福知山高等学校附属中学校	京都府立福知山高等学校																		
中学校	高等学校																		
京都府立洛北高等学校附属中学校	京都府立洛北高等学校																		
京都府立南陽高等学校附属中学校	京都府立南陽高等学校																		
京都府立園部高等学校附属中学校	京都府立園部高等学校																		
京都府立福知山高等学校附属中学校	京都府立福知山高等学校																		